

午前九時〇〇分開会

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、令和5年美浜町議会第3回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

報告します。町長は、体調不良により、本日の会議は欠席です。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、5番 山崎議員、6番 碓井議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

事務局長から、別紙会期予定表を説明します。

○事務局長（野田佳秀君） 説明します。

令和5年美浜町議会第3回定例会会期予定表。

9月8日金曜日、本会議

1番、会議録署名議員の指名

2番、会期の決定

3番、諸報告

4番、全議案の提案理由説明

散会后、各常任委員会、各特別委員会を開きます。

9日土曜日、10日日曜日、休会、閉庁でございます。

11日月曜日、本会議、一般質問

12日火曜日、休会

13日水曜日、本会議、議案審議

14日木曜日、本会議、議案審議

15日金曜日、本会議、議案審議

以上です。

○議長（谷重幸君） お諮りします。

本定例会の会期は、事務局長説明のとおり、本日から9月15日までの8日間になりたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月15日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本定例会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（野田佳秀君） 報告します。

報告第1号 令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第1号 美浜町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第2号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第3号 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第4号 美浜町給水条例の一部を改正する条例について

議案第5号 美浜町ふるさと基金の設置に関する条例を廃止する条例について

議案第6号 物品購入契約の締結について

議案第7号 物品購入契約の締結について

議案第8号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第7号）について

議案第9号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第10号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第11号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第12号 教育委員会委員の任命について

認定第1号 令和4年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和4年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和4年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和4年度美浜町下水道事業会計決算認定について

認定第6号 令和4年度美浜町水道事業会計決算認定について

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長提出議案は以上です。

次に、監査委員から例月出納検査結果について文書報告を受けています。お手元に配付のとおりです。

次に、令和4年度決算審査結果等について文書報告を受けています。お手元に配付のとおりですが、監査委員から報告を受けます。鈴木議員。

○監査委員（鈴木基次君） おはようございます。

それでは、監査報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項及び同条第5項の規定により、令和4年度美浜町一般会計歳入歳出決算及び特別会計3会計の決算等について、8月21日、22日、25日に審査したので、その結果を報告します。

令和4年度中に実施した例月出納検査・定期監査・随時監査等の結果を参考にしながら、関係諸帳簿並びに諸書類を照査の上、審査を実施しました。

令和4年度決算審査意見書につきましては、お手元に配付のとおりです。

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出予算整理簿は、法令に基づいて調整されており、計数は関係帳簿及び証拠書類等と照合した結果、計数的に正確であり、内容も正当なものである。

審査の意見。

担当部署より、令和4年度主要施策の成果及び令和4年度一般会計歳入歳出決算書、令和4年度特別会計歳入歳出決算書を用いて説明を受けた。このことについて、特に指摘すべき事項は見当たらない。

今回のヒアリングについては、例月監査より注目していた1、農林水産建設課に、町単独工事の入札においては最低価格に入札が集中した案件が見られたことについて、2、防災まちづくりみらい課に、ふるさと納税の実質的な収入について分析がされているのか、以上2点について説明を求めた。

1については、令和4年3月9日付の国土交通省と総務省からのダンピング対策のさらなる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等についての通達を受けて、令和4年6月3日付で、町長から町内建設業者へ建設工事に係る最低制限価格及び低入札調査基準価格の見直しについての通知を行い、運用の見直しを行ったと説明を受けた。

2については、令和4年度ふるさと納税実績のまとめの資料により説明を受けた。いずれも納得でき得る説明であった。

また、総務課のヒアリングにおいては、監査委員からの要望事項として、不祥事防止と職員各自の自己啓発のため定期的な研修会の開催を求めた。

ヒアリングについて共通することとして、各課とも業務を掌握され運営意欲が感じられるものであった。

最後に、令和4年度の財政調整基金残高は19億40,000千円を超え、これはふるさと納税の好調によるものである。

今後、町としては、社会保障費の増加、防災・減災対策、公共施設の老朽化に伴う費用増加等、財政需要の増大が見込まれる。今後とも自主財源の確保と常にコスト意識を持って効率性・効果性の観点から、財政規律と投資のバランスを図りながら、また財政調整基金を有効活用して、人口減少に歯止めがかかる魅力ある町づくりを推進されることを期待する。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和4年度美浜町下水道事業会計、美浜町水道事業会計の決算書類について、7月13日に審査したので、その結果を報告します。

決算審査に当たって、町長から提出された決算書類が地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか検証するため、決算諸表、その他帳簿及び証拠書類との照合等のほか、関係職員から決算について説明を聴取するなどの方法により審査しました。

また、事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行うとともに、公営企業経営の基

本原則である経済性の発揮及び公共の福祉の増進に寄与しているか、その他、令和4年度中に実施した例月出納検査・定期監査・随時監査の結果も参考にしながら審査を実施しました。

令和4年度決算審査意見書につきましては、お手元に配付のとおりです。

審査に付された決算報告書は、地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認める。

審査意見。

決算審査及び例月出納検査等を通じて下水道事業・水道事業の会計処理は適正に行われていると見られ、何ら違和感を感じることはなかった。

両事業に共通することとして、給水人口の減少による年間取扱量の低下が見られる。事業損益は、有収水量が基本であり、収支逼迫の状況は近いと見られる。

有収率は96.29%と高率を維持しており、引き続き高率維持に努力していただくとともに、人口減少による有収水量の低下局面の経営の検討を進めていただきたい。

今後、浄水場や下水処理場などの施設の老朽化による更新事業が見込まれ、多額の支出が経営逼迫を招くことも考えられる中、将来にわたり安定的な持続可能な下水道事業・水道事業の経営に努められたい。

最後に、令和4年度決算に基づく健全化判断比率審査及び資金不足比率の審査意見書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に係る健全化判断比率・資金不足比率等について、8月25日に審査したので、その結果を報告します。

町長から提出された健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

令和4年度の健全化判断比率において、一般会計と一般会計以外の全ての会計の赤字額はなく、実質赤字比率及び連結赤字比率はともに発生していない。実質公債費比率についても、早期健全化基準を大きく下回っている。

将来負担比率はマイナス数値となり、健全化判断比率の状況へ表記されない。

健全化判断比率及び資金不足比率は、法律に基づき財政状況を客観的に判断する財政指標であることにより、今後とも指標を意識しつつ住民福祉が向上する財政運営を願いたい。

以上、報告を終わります。

○議長（谷重幸君） 次に、議員派遣の件についての派遣結果の報告については、お手元に配付のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定によって、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

次に、教育長から、令和5年度美浜町教育委員会点検評価報告書が提出されています。お手元に配付のとおりです。

これで諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。副町長。

○副町長（石塚和夫君） おはようございます。

それでは、令和5年美浜町議会第3回定例会に提案いたしました報告1件、議案12件、認定6件について提案理由を申し上げます。

報告第1号は、令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

財政の健全化に関する指標を公表し、全国一律の基準に照らし合わせて、もし基準を超えれば、再生を図るための計画策定が義務づけられるものでございますが、令和4年度の決算の結果、当町では実質赤字比率、連結実質赤字比率はいずれも赤字はなく、赤字比率は発生してございません。また、実質公債費比率につきましてもは6.4%で、早期健全化比率を大きく下回っております。将来負担比率につきましてもはマイナスとなり、発生なしとなっております。

令和4年度決算に係る資金不足比率につきましても、対象の特別会計では、いずれも資金不足は発生してございません。

議案第1号は、美浜町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により条文が整理されたことにより、本条例について関連する条文など所要の条例改正を行うものでございます。

議案第2号は、美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、令和5年4月12日付子ども家庭庁通知において、放課後児童支援員の資格要件が改正されたことに伴い、所要の条例改正を行うものでございます。

議案第3号は、美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び子ども家庭庁設置法及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令による各種法律等の改正に伴い、所要の条例改正を行うものでございます。

議案第4号は、美浜町給水条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、水道料金のうち、基本料金とメーター使用料を改正するものとなっております。

改正の理由につきましては、給水収益の減少による収入の減と物価上昇等による支出の増で、安定的な事業運営が困難になると予測されるためでございます。

議案第5号は、美浜町ふるさと基金の設置に関する条例を廃止する条例についてでございます。

昭和63年と平成元年にふるさと創生事業が創設され、全国一律市町村に1億円が交付

されました。平成元年3月31日施行でこの基金条例を制定し、そこで1億円をこの基金に積み、毎年利子程度を使ってきましたが、この基金からの取崩しは、平成29年度を最後に残高が677円となり、以降は増減はありません。今後新たに積立てすることがないことから、このふるさと基金を廃止して区切りをつけたいと考えましたので、当該基金に係る設置に関する条例を廃止するものでございます。

議案第6号は、物品購入契約の締結についてでございます。

小型動力ポンプ積載車の入札につきましては、令和4年度、令和5年度の物品販売及び役務の提供を行っている業者の中で、県内に本社及び支店、出張所があり、小型動力ポンプ積載車の営業実績がある6業者及び町内の車検・定期点検業者4業者の計10業者を指名し、去る8月28日に入札執行いたしました。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、落札者との契約に関する議会の議決をお願いするものであり、予定価格10,626千円に対し、契約金額は9,732,800円、契約の相手方は和歌山県有田市宮原町新町399番地3、有限会社ボウキョウ、代表取締役、谷口哲也氏でございます。

議案第7号は、物品購入契約の締結についてでございます。

水槽付消防ポンプ自動車の入札につきましては、令和4年度、令和5年度の物品販売及び役務の提供を行っている業者の中で、県内に本社及び支店、出張所があり、水槽付消防ポンプ自動車の営業実績がある6業者及び町内の車検・定期点検業者4業者の計10業者を指名し、去る8月28日に入札執行いたしました。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、落札者との契約に関する議会の議決をお願いするものであり、予定価格32,432,180円に対し、契約金額は32,010千円、契約の相手方は和歌山県有田市宮原町新町399番地3、有限会社ボウキョウ、代表取締役、谷口哲也氏でございます。

議案第8号は、令和5年度美浜町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ46,837千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を40億72,528千円とするものでございます。

3ページ第2表は、地方債補正の変更でございます。

歳入でございますが、7ページ、地方特例交付金は、地方特例交付金の確定によるものでございます。

地方交付税、普通交付税は、財源調整でございます。

分担金及び負担金、分担金、災害復旧費分担金は、農地災害復旧費分担金でございます。

国庫支出金、国庫補助金、災害復旧費国庫補助金は、農地災害復旧事業で、補助率は2分の1でございます。

県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金は、多面的機能支払推進事業交付金でございます。

9ページ、諸収入、雑入は、過年度医療費補助金と介護保険低所得者保険料軽減負担金

精算分でございます。

町債、臨時財政対策債は、本年度の普通交付税算定により、発行可能額が確定したことによるものでございます。

次に、歳出でございます。

11ページ、総務費、総務管理費、企画費は、ふるさと納税事務に伴う費用でございます。

青少年対策費は、広域青少年補導センターの繰越金の確定によるものでございます。

諸費、負担金補助及び交付金は、御坊広域行政事務組合の繰越金の確定によるもの、償還金利子及び割引料は、各補助事業の精算による償還金でございます。

地方創生事業費の需用費と負担金補助及び交付金は、看板商品創出事業補助金に係るものでございます。

民生費、社会福祉費、老人福祉費は、介護保険特別会計への繰出金でございます。

13ページ、福祉センター管理費は、受電用キュービクル内の変圧器に低濃度PCBが混入していないかを分析するものでございます。

衛生費、清掃費、塵芥処理費は、清掃センター負担金で繰越金の確定によるもの、し尿処理費は、クリーンセンター負担金で繰越金の確定と汚泥再生処理センターの工事計画変更によるものでございます。

農林水産業費、農業費、農業振興費は、水土里情報システムデータ更新によるものと営農継続緊急支援事業補助金でございます。台風2号に伴う梅雨前線豪雨等により被災した農業用機械等及び農地等の復旧に要した費用の2分の1を補助し、上限を定めた予算の範囲内で補助金を交付いたします。

農地費は、ため池廃止検討委託業務で、入山地区内ため池の廃止に向けた検討と申請書類の作成費用でございます。

商工費、観光費は、煙樹海岸キャンプ場で使用する公用車に係る費用と、浄化槽管理清掃は、キャンプ場利用者の増加によるもの、備品購入費は、まつりんの着ぐるみを新調するものでございます。

教育費、中学校費、学校管理費は、松洋中学校屋内運動場結露対策工事でございます。

保健体育費、体育施設費は、第1若もの広場の全面人工芝化などに向けた改修工事設計委託業務と第2若もの広場などへ投入する真砂土の購入費でございます。

災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費は、観音寺農地災害復旧工事、17ページ、公共土木施設災害復旧費は、大山谷川災害復旧工事で、いずれも台風2号に伴う梅雨前線豪雨等で被災した農地及び河川の災害復旧費でございます。

議案第9号は、令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,780千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を9億62,158千円とするものでございます。

歳入でございますが、6ページ、県支出金、県補助金、保険給付費等交付金は、産前産後期間の保険税減額措置に伴うシステム改修に対する特別調整交付金、繰越金、前年度繰越金は財源調整でございます。

諸収入、雑入、過年度国民健康保険診療報酬精算分は、前年度の診療報酬の確定による精算分でございます。

歳出でございますが、8ページ、総務費、徴収費、賦課徴収費、委託料は、産前産後期間の保険税減額措置に伴うシステム改修費、諸支出金、償還金及び還付加算金、療養給付費等交付金償還金及び普通交付金償還金は、過年度に交付を受けた退職者医療療養給付費等交付金の確定に伴う精算分及び前年度に交付を受けた普通交付金の確定による精算分でございます。

議案第10号は、令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ12,064千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億88,186千円とするものでございます。

歳入でございますが、6ページ、国庫支出金、国庫補助金と県支出金、県補助金は、地域支援事業費の追加によるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金は、事務費の減額と地域支援事業費の追加によるものでございます。

繰越金は、財源調整でございます。

歳出でございますが、8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費は、御坊広域行政事務組合、介護認定審査会の繰越金の確定によるものでございます。

地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、任意事業費は、社会福祉協議会の配食サービスを活用した見守りネットワーク事業の再開によるものでございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金は、前年度事業の精算による償還金でございます。

議案第11号は、令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,791千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億48,722千円とするものでございます。

歳入でございますが、6ページ、繰越金、前年度繰越金は、出納整理期間中に収入があった保険料を次年度へ繰り越すものでございます。

歳出でございますが、8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費は、後期高齢者医療広域連合に納付する保険料でございます。

議案第12号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

現在、美浜町教育委員をお願いしています美浜町大字浜ノ瀬178番地の2、富雅子氏の任期が、本年9月30日までとなっております。



富氏は、令和元年10月、教育委員会委員に任命させていただき、今日まで町の教育行政に積極的に取り組まれ、ご活躍いただいております。

このたび任期を迎えるに当たり、富氏を再度、教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

認定第1号は、令和4年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

認定第2号は、令和4年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和4年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和4年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件につきましても、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

認定第5号は、令和4年度美浜町下水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

認定第6号は、令和4年度美浜町水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました報告1件、議案12件、認定6件について、一括して提案理由を申し上げます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前九時四〇分散会

再開は、11日月曜日、午前9時です。

この後、各常任委員会、各特別委員会を開きます。